

資料3

第二期 滝沢市子ども・子育て支援 事業計画策定の概要について

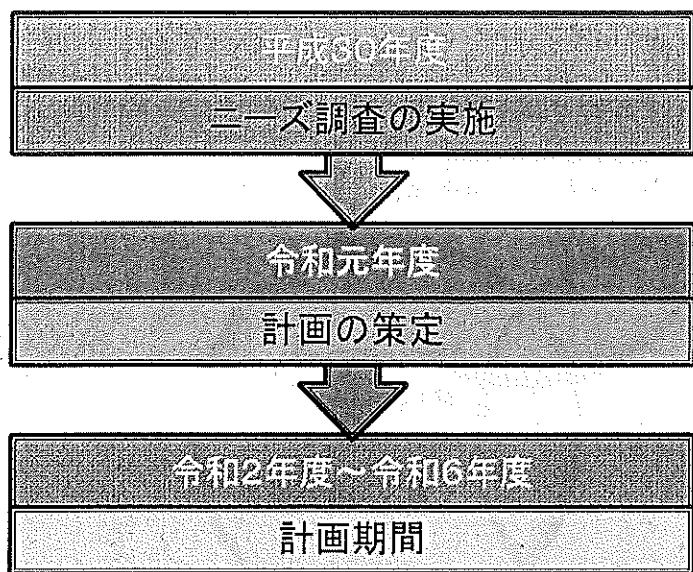
令和元年5月
健康福祉部児童福祉課



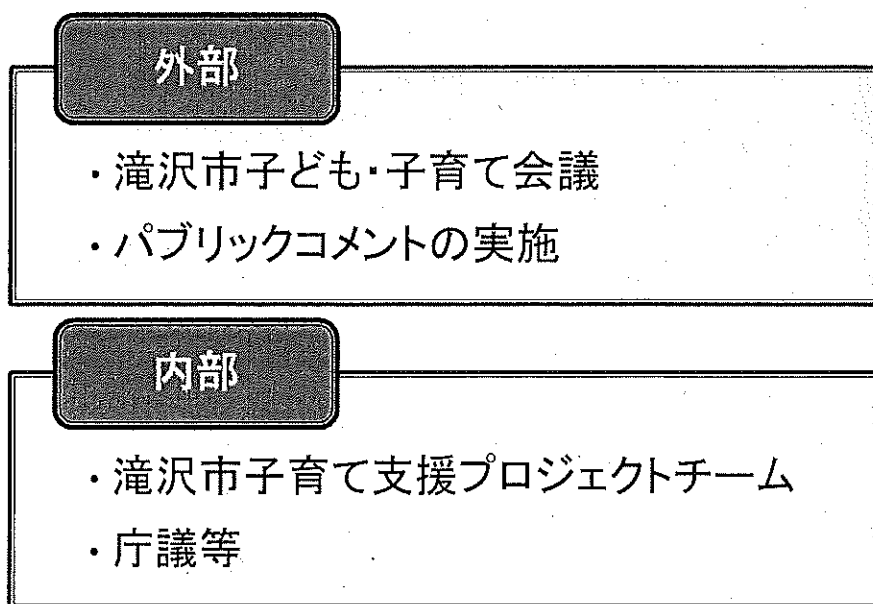
1. 計画策定の趣旨

- ▶ 子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）を定めるものとされている。
- ▶ 各市町村においては、平成27年度を始期とする当該各計画の計画期間の終期が令和元年度であることから、令和2年度を始期とする第二期の当該各計画を改めて作成する必要がある。平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村が実施主体としての役割を担い、地域のニーズに基づき計画を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援を提供することとされている。
- ▶ 本市でも第一期となる滝沢市子ども・子育て支援事業計画を策定し、これまでに計画の推進にあたってきたところではあるが、現在においても子ども子育て支援が質・量ともに不足しており待機児童の解消には至っていない。そこで、第二期の滝沢市子ども・子育て支援事業計画は、第一期の計画、トレンドや国の政策動向、地域の実情等を十分に踏まえ、「子育て安心プラン」において目標年次としている令和2年度末までに量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、策定するものである。

2. 実施スケジュール

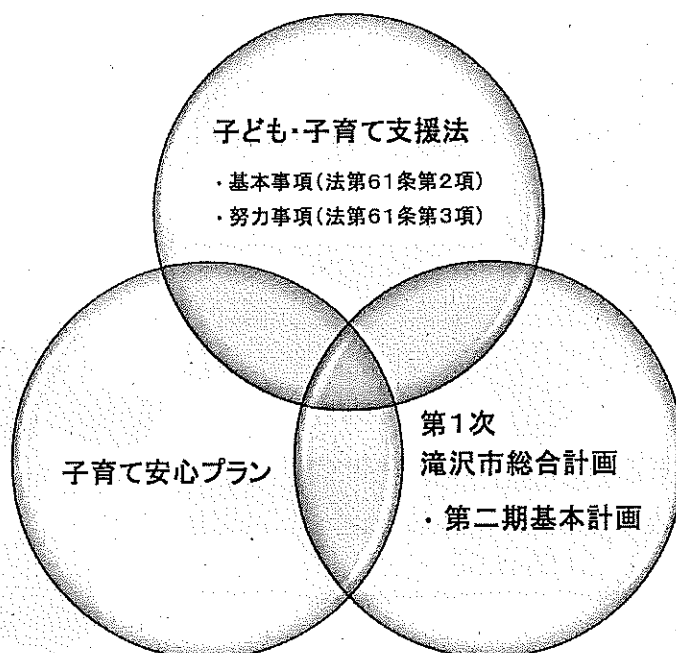


3. 計画の策定体制

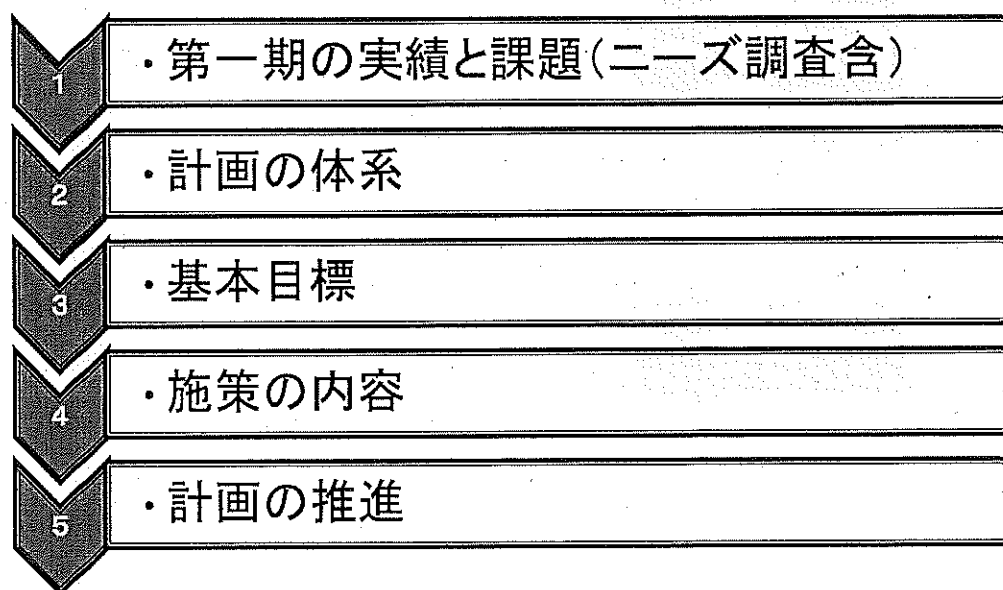


4. 第二期計画のイメージ

子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、各種計画等との調和を図りながら策定します。



5. 第二期計画の主な構成



6. 第二期計画の概要

第二期計画では、次の主な事項を定めます。

(1) 基本事項

- ◆ 教育・保育提供区域の見直し
- ◆ 量の見込み及び確保の方策の見直し
- ◆ 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の見直し

(2) 努力事項

- ◆ 産後・育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用
- ◆ 保護を要する子どもの養育環境の整備及び専門的知識と技術を要する支援
- ◆ 仕事と家庭の両立に関する雇用環境の整備

次の主な関連計画等との調和を保ちながら計画を定めます。

(3) 子育て安心プラン

- ◆ 保育の受け皿の拡大、受け皿を支える人材の確保
- ◆ 保護者支援、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立
- ◆ 保育と連携した「働き方改革」

(4) 第1次滝沢市総合計画

- ◆ 子どもが安心して暮らせる環境づくり
- ◆ 子どもがすくすく育つ環境づくり
- ◆ 安心して子育てができる環境づくり

7. 新たに計画する事項

新たに次の主な事項を検討します。

(1) 基本指針の改定に伴う事項

- ◆ 幼児教育・保育の質の向上に関する取組
- ◆ 幼稚園の利用(預かり保育)に関する取組
- ◆ 国際化に伴う外国につながる幼児に関する支援
- ◆ 新・放課後子ども総合プランを踏まえた計画事項

(2) 市が新たに計画に盛り込む事項

- ◆ 地域型保育事業(小規模保育等)に関する事項



岩手県滝沢市ご当地キャラクター
ちやくぼん